

# 西脇市・黒田庄町合併協議会

## 第12回会議資料

日時：平成16年9月30日（木） 午後1時30分～  
場所：西脇市生涯学習まちづくりセンター  
3F マナビータ・ホール

## 第12回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成16年9月30日（木）  
午後1時30分から  
ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター  
3F マナビータ・ホール

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### 協議事項

協議第6号の2 合併の期日について（再協議）

協議第50号の2 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

協議第17号の2 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

協議第19号の2 特別職の身分の取扱いについて（継続協議）

協議第54号 新市建設計画について

協議第51号の2 各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて（継続協議）

### 4 その他

協議会日程 第13回 10月20日（水） 黒田庄町中央公民館

# 協 議 事 項

協議第6号の2	合併の期日について（再）	P 1 ~ P 8
協議第50号の2	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続）	P 9 ~ P 14
協議第17号の2	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（継続）	P 15 ~ P 21
協議第19号の2	特別職の身分の取扱いについて（継続）	P 22 ~ P 26
協議第54号	新市建設計画について	P 27
協議第51号の2	各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて（継続）	P 28 ~ P 34

協議第6号の2

合併の期日について(再協議)

合併の期日については、次のとおりとする。

平成15年11月14日

平成16年9月6日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

合併の期日
【変更前】 合併の期日は、平成17年3月末日までとする。
【変更後】 合併の期日は、平成17年10月1日とする。
平成15年12月19日確認 平成16年 月 日(再協議)確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	幹事会
協定項目	2 合併の期日	関係項目		
調整内容	合併の期日は、平成17年10月1日とする。 (平成17年9月30日をもって、閉市・閉町する。)			

変更理由及び検討事項等

- 1 合併の期日を平成17年3月末日までとした理由  
合併特例法が平成17年3月末日までの時限立法であることから、合併特例債等様々な財政支援措置を受けるため、適用期限内に合併する必要があった。
- 2 現状における平成17年3月末日までに合併する場合の日程  
合併までに必要な手続

(表1)

項目	日程
協定項目審議終了	平成16年 8月
合併協定書調印	平成16年 9月
両市町合併関連議案議決	平成16年10月上旬
県知事への廃置分合申請	平成16年10月上旬
総務大臣協議・回答	平成16年10月中旬
県議会議決	平成16年12月
県知事による合併の決定及び届出	平成17年 1月
総務大臣告示	平成17年 1月
県条例等改正議決及び規程整備	平成17年 3月
合併期日	平成17年 3月

(新市まちづくり計画関係協議の流れ)

(表2)

項目	備考	期間
新市まちづくり計画(案)の作成	小委員会(現在)	
計画素案に係る県知事との事前協議	協議会事前提案	約2か月
新市まちづくり計画(案)の修正		
新市まちづくり計画(案)の決定	協議会の確認	
計画(案)に係る県知事との正式協議		約1か月
県知事からの回答		
新市まちづくり計画の決定	合併協定書調印	
総務大臣及び県知事に送付		
総務大臣が国の関係機関の長に送付		

平成17年3月末日の合併を法的な手続期間を踏まえて検討すると、合併協定書の調印を平成16年9月、県議会議決を平成16年12月に得なければならない(表1参照)が、今後、新市まちづくり計画について県との事前協議等(表2参照)を要し、最短の期間で県との協議が進んだとしても、合併協定書の調印時期は11月以降になることが予測され、日程的に不可能である。

### 3 合併期日の再検討

現状から考えられる最短のスケジュール

項 目	日 程
協 定 項 目 審 議 終 了	平成16年10月
合 併 協 定 書 調 印	平成16年11月下旬
両市町合併関連議案議決	平成16年12月
県知事への廃置分合申請	平成16年12月下旬
総務大臣協議・回答	平成17年 1月中旬
県 議 会 議 決	平成17年 3月
県知事による合併の決定及び届出	平成17年 3月
総 務 大 臣 告 示	平成17年 4月
県条例等改正議決及び規程整備	平成17年 6月
合 併 期 日	平成17年 7月

県議会の開催月の関係もあり、平成17年7月1日以降に合併の期日を変更せざるを得ない。

### 4 合併の期日の検討に関するポイント

合併期日の検討に関する基本的事項

住民との意見交換及び合意形成に要する期間

新市発足時の事務処理を円滑に行うための調整・準備期間

新市発足までに必要な法的な手続期間

旧市町の平成16年度決算の認定や平成18年度の予算編成に要する期間

合併の期日延長に伴う財政負担

具体的期日の検討に関する事項

具体的な期日の設定にあたっては以下の理由により「月の初日であり、かつ、休日又は休日後日」を設定することが望ましい。

ア 合併に伴う各制度の切り替え、とりわけ住民生活に直結した制度の切り替え時の混乱を考慮すると、月の途中での合併は避けるべきであること。

イ 予算、決算、合併前の市町事務及び契約等の日割り計算等、新市への事務引継ぎを考慮した場合、月途中の合併は避けるべきであること。

ウ 区切りのよさ、住民の認識、対外的な周知等を考慮すれば月の初日が望ましいこと。

エ 庁舎移転作業を行う必要があるため、合併当日又は前日が休日であることが望ましい。

## 5 合併の期日を10月1日(土)とする理由

### 具体的検討項目

議会定例会の開催時期と選挙の時期が重なった場合、議会運営に支障を来すため、議会定例会の翌月が望ましいと判断した。また、4年後の選挙期日についても考慮した。

両市町での決算認定が可能な時期について考慮した。

両市町の議会における合併関連議案の議決から新市発足までの合併準備期間については、以下のような業務があるため、必要期間について考慮した。

庁舎移転調整

組織・体制調整

条例・規則等調整

予算・決算等調整

事務事業帳簿等準備及び移転調整

各種式典調整(閉庁・開庁等)

施設名等変更調整

他の1市1町の合併協議についても、協議会等設置から新市発足までに22~30か月を要していること及び現在の事務調整等の進捗状況から検討して、合併まで標準期間である概ね22か月程度の期間は必要であると判断した。

以上のことから、平成17年10月1日(土)の合併は、事務調整及び合併準備に必要な期間を確保することができるため、住民サービスへの影響を最小限にし、かつ、合併の期日設定に関する検討事項についても条件を満たす期日であり、最も望ましい期日であると結論付けることができる。

先進事例

1. 協議会設立から新市発足までの事例（1市1町合併）

	光市 (予定)	砺波市 (予定)	臼杵市 (予定)	亀山市 (予定)
関係市町	山口県光市、 熊毛郡大和町	富山県砺波市、 東砺波郡庄川町	大分県臼杵市、 大野郡野津町	三重県亀山市、 鈴鹿郡関町
新市人口	54,680	48,092	45,486	46,606
任意協議会設立日	H14.12	H14.12.26	H14.7.1	H14.11.25
法定協議会設立日	H15.3.10	H15.4.1	H15.3.1	H15.4.1
調印日	H16.4.12	H16.4.2	H16.1.27	H16.4.20
市町議会議決	H16.4.21	H16.4.2	H16.1.30	H16.4.27
合併申請	H16.4.22	H16.4.20	H16.3.29	H16.4.28
県議会議決	H16.6.25	H16.6.18	H16.6.22	H16.6.23
総務大臣告示	H16.7.22	H16.7.1	H16.7.26	H16.7.16
新市発足日	H16.10.4	H16.11.1	H17.1.1	H17.1.11
合併までの総期間	22か月	23か月	30か月	26か月

市町議会の議決日は、合併関係市町のうち最も遅い議決日を記載



関係法令

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

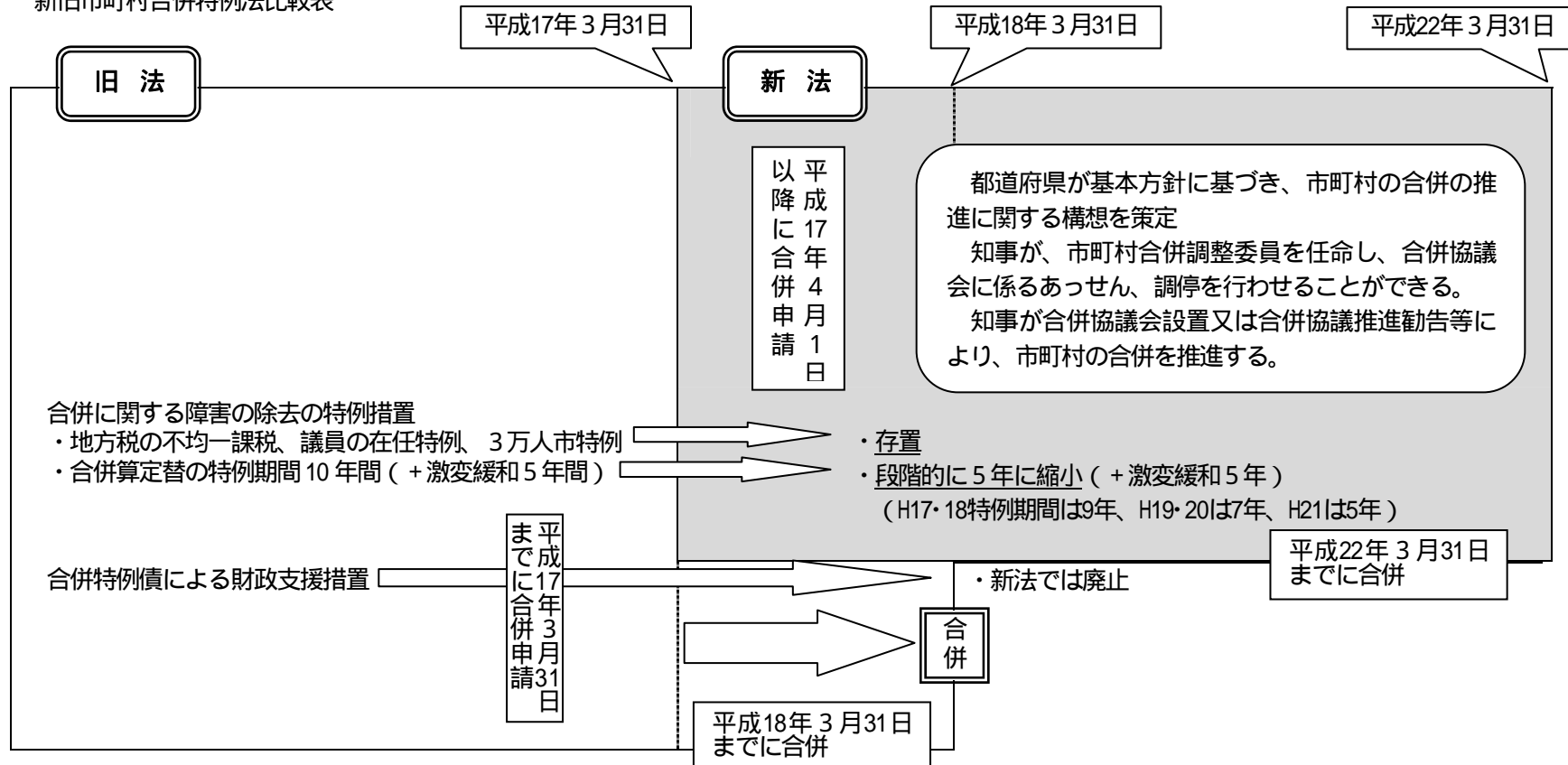
附則

(失効)

第2条 この法律(附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。次項において同じ。)は、平成17年3月31日に限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請(以下「合併申請」という。)に係る市町村合併については、この法律(第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規程を除く。)は、同日後もなおその効力を有する。ただし平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りではない。

新旧市町村合併特例法比較表



地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。
- 4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。
- 5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。

- 2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。
- 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

～ 以下略 ～

（設置選挙）

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員、及び長についてそれぞれ選挙の期日を定めてこれを告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

参 考

西脇市・黒田庄町合併協議会スケジュール(案)

時期・主な予定  主な内容	平成15年度				平成16年度								平成17年度																			
	平成15年		平成16年		平成16年		平成16年		平成16年		平成16年		平成17年		平成17年		平成17年		平成17年		平成17年		平成17年									
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月								
	・合併協議会設置	・県支援本部との連絡調整開始										・協定項目確認終了	・合併協定書調印	・両市町議会合併関連議案議決	・県知事に廃置分合申請	・総務大臣協議・回答			・県議会で議決	・総務大臣の告示	・県知事の決定及び総務大臣に合併届出		・合併協議会廃止の議決	・県条例等改正議決及び規程整備			・合併協議会廃止	・市長職務執行者の選任	・新市発足			
事務事業一元化	事務事業一元化の調整														事務実施マニュアルの検討・調整		原案	確定														
新市まちづくり計画			新市まちづくり計画素案作成								事前協議	協議																				
例規調整	例規基本調整				例規原案作成・審査(1次・2次)								最終原案確認		議会確認	仮例規作成													専決 処分			
庁舎移転関係																	移転検討	レイアウト等調整	移転準備	移転作業												
組織・体制調整																	組織・体制等調整及び内示等															
事務事業帳簿等準備及び移転調整														現状把握	内容調整		移転内容調整	移転準備・移転														
閉庁・開庁調整																		実施内容調整	準備作業	閉・開庁式												
施設名等変更調整														必要箇所検討報告	集約	入札・作成及び国・県との調整												変更 作業				
広報・PR													住民説明会					新市発足に向けての広報・PR														

協議第50号の2

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年7月29日

平成16年9月6日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

議会の議員の定数及び任期の取扱い

新市の議会の議員の定数については、22人とする。

両市町の議会の議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から7か月以内の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

在任特例期間中の議員報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。

平成 年 月 日 確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	関係項目	専門部会名	幹事会
			議員の任期及び定数	
調整内容	<p>新市の議会の議員の定数については、22人とする。</p> <p>両市町の議会の議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から7か月以内の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>在任特例期間中の議員報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。</p>			

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区ごとの上限数の範囲で条例で定める。  地方自治法第91条第2項 人口5万未満の市 26人	設置選挙に限り、合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で、条例で定めることができる。  地方自治法第91条第2項 人口5万未満の市 26人 2倍を超えない範囲 26人×2=52人以内	市町村合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定に関わらず、当該数をもって合併市町村の議会の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少する。 32人
4 設置選挙	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙は行わない

議員定数現況

		西脇市	黒田庄町
議員定数	法定	26人	18人
	条例	20人	12人
任期		平成16年 4月30日～ 平成20年 4月29日	平成16年 7月15日～ 平成20年 7月14日

	三木市	小野市	加西市
人口	76,682人	49,432人	51,104人
条例定数	23人	20人	20人

先進事例

新市町村名	合併の期日	合併の方式	特例の適用			合併協定書記載内容
			有無	特例の種別	在任特例の場合の期間	
篠山市	平成11年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後1年1月間	4町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後1年1月間引き続き新市の議会の議員として在任する。
西東京市	平成13年1月21日	新設合併	有	在任特例	合併後2年間	2市町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
さぬき市	平成14年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後1年2月間	5町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後1年2月間引き続き新市の議会の議員として在任する。
静岡市	平成15年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後2年間	両市の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
養父市	平成16年4月1日	新設合併	有	在任特例	合併後7月間	1 任期については、在任特例を適用し、平成16年10月31日まで引き続き新市の議員として在任する。 2 在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙においては、1選挙区とし議員の定数は22名とする。 3 議員報酬については、在任期間中は、旧町の歳費を基本として所定の手続を経て調整する。在任期間終了後最初に行われる新市の議会議員の選挙以降の議員報酬については新市において定める。
京丹後市	平成16年4月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人と定め、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。報酬については、合併時に調整する。
丹波市 (予定)	平成16年11月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。
伊賀市 (予定)	平成16年11月1日	新設合併	無			議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例を適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を34人と定め、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市発足後速やかに選挙を実施する。

## 関係法令

### 地方自治法

(市町村議会の議員の定数)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

人口2千未満の町村	12人
人口2千以上5千未満の町村	14人
人口5千以上1万未満の町村	18人
人口1万以上2万未満の町村	22人
人口5万未満の市及び人口2万以上の町村	26人
人口5万以上10万未満の市	30人
人口10万以上20万未満の市	34人
人口20万以上30万未満の市	38人
人口30万以上50万未満の市	46人
人口50万以上90万未満の市	56人
人口90万以上の市	人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあつては、96人)

(任期)

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

(人口の定義)

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

### 公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 略

2 略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

表1

合併後、最初に行われる選挙により選出される議員の任期相当期間(通常4年間)に限る。

新市例(人口は平成12年国勢調査)

西脇市 人口 37,768人 法定定数 26人	+	黒田庄町 人口 7,950人 法定定数 18人	=	新市 人口 45,718人 法定定数 26人×2=52人以内
-------------------------------------	---	-------------------------------------	---	--

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

表2

合併後2年以内の期間に限り、合併時点の議員が在任する。

西脇市 人口 37,768人 法定定数 26人 条例定数 20人	+	黒田庄町 人口 7,950人 法定定数 18人 条例定数 12人	=	新市 人口 45,718人 法定定数 26人 在任特例定数 32人
--	---	--	---	---



## 議会議員報酬シミュレーション

合併特例法第7条第1項第1号(在任特例)を適用した場合の議員報酬(共済負担金を含む。)

(単位 円)

市町名	議員数(人)	議員報酬年額 (共済負担金含む。)	在任特例を適用した場合の報酬(4月1日から7か月間分)	
			現在の報酬適用	西脇市の報酬適用
西脇市	20人	143,535,580	80,748,100	80,748,100
黒田庄町	12人	43,617,450	24,268,900	48,976,100
合計	32人	187,153,030	105,017,000	129,724,200

西脇市の報酬を適用した場合の定数別報酬年額(共済負担金を含む。)

(単位 円)

議員定数(人)	議員報酬年額 (共済負担金含む)
26人	188,491,200
24人	174,175,600
22人	159,860,000
20人	145,544,400
18人	131,228,800

現在の報酬月額

(単位 円)

	西脇市	黒田庄町
議長	490,000	290,000
副議長	430,000	220,000
議員	390,000	190,000
期末手当	4.40か月	4.35か月

協議第17号の2

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて  
(継続協議)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年1月20日

平成16年9月6日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
<p>新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は20人とする。</p> <p>両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>【追加】</p> <p>在任特例期間中の選挙による委員の報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。</p> <p>【修正】</p> <p>の「新市発足日から1年以内の選挙を行う日まで」を「平成18年7月19日まで」に一部修正</p>	
平成16年2月19日	確認
平成16年 月 日	確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	専門部会名	産業・建設部会
			農業委員会	
調 整 内 容	<p>新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は20人とする。</p> <p>両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>在任特例期間中の選挙による委員の報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。</p>			

区 分		選 挙 に よ る 委 員 の 取 扱 い				選任による委員の取扱い	
		選任方法	定 数	任 期	関係法令等		
合併市町村の区域に1つの農業委員会を置く。		原則1	新たに選任する。	政令に定める基準に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第1項、第7条第1項、第15条第1項	新たに選任する。
		特例1	引き続き在任 ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	協議により80人を超えず10人を下らない数（注）	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第1項、合併特例法第8条第1項、第2項	新たに選任する。
合併市町村の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合（新市町村の区域が24,000haを超える又は農地面積が7,000haを超える場合）	(2-1)従前の市町村に置かれた区域を区域としない農業委員会を置く場合	原則2	各委員会ごとに新たに選挙する。	政令に定める基準に従い、条例で定める数	3年	農委法第3条第2項、第7条第1項、第15条第1項	新たに選任する。
		特例2	引き続き在任 ただし、合併関係市町村の選挙による委員の数が右記の定数を超えるときは、これらの者で互選する。	協議により80人を超えず10人を下らない数（注）	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第2項、合併特例法第8条第3項	新たに選任する。
	(2-2)従前の市町村に置かれた区域を区域とする農業委員会を置く場合	特例3	従前の委員会はそれぞれ新市の委員会となって存続し、委員はそのまま在任する。	従前の定数	従前の任期	農委法第3条第2項、第34条第1項（新設合併の場合）	従前の選任による委員は、それぞれ新市の委員会の委員となって存続する。

(注) 欠員を生じ、又は委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、農業委員会等に関する法律第7条の定数に至るまで減少する。  
(合併特例法第8条第2項)

区 分		西 脇 市	黒 田 庄 町	合 計
委員定数	選挙による委員の定数	17人	14人	31人
	選任による委員数	農業協同組合推薦	1人	2人
		議 会 推 薦	5人	3人
	合 計	23人	18人	41人
任 期		平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	
区 域 面 積 (ha)		9,713	3,534	13,247
農 地 面 積 (ha)		827	418	1,245
報酬の額	会 長 (円)	月額 48,000	年額 120,000	西脇市の例により、新市発足までに調整する。
	副 会 長 (円)	月額 38,000	年額 100,000	
	委 員 (円)	月額 35,000	年額 90,000	
<p>区域面積：平成12年度国勢調査（平成12年10月1日現在）  農地面積：農業振興地域整備計画（平成15年 4月1日現在）  農家戸数：2000年農業センサスによる</p>				

先進事例

新市町村名	合併関係市町村	合併の期日	合併の方式	特例の適用	
				有無	特例適用の場合の任期
篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	平成11年4月1日	新設合併	有	合併後1年間
西東京市	田無市、保谷市	平成13年1月21日	新設合併	有	合併後1年間
さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成14年4月1日	新設合併	有	平成14年7月19日まで
静岡市	静岡市、清水市	平成15年4月1日	新設合併	有	合併後1年間
あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	平成15年4月1日	新設合併	無	

(参考)

篠山市	農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
西東京市	市に1つの農業委員会を置き、2市の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
さぬき市	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
静岡市	新市に1つの農業委員会を置き、両市の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
あさぎり町	市町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20人とする。

## 農業委員会の委員の任期及び定数の取扱いについて

新設合併の場合、関係市町村の農業委員会の委員はすべてその身分を失うことになるのが原則です。

これに対して、合併特例法には市町村の合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で、新市町の被選挙権を有することとなる者は、80人を超えず10人を下らない範囲で定めた数の者に限り、合併後1年を超えない範囲で定めた期間、引き続き新市町の農業委員会の委員として在任することができるとされています。

なお、選任による委員については、特例措置がないので、合併後速やかに農業委員会等に関する法律に定める手続により委員を選出しなければならないことになっています。

原則として、農業委員会は1自治体につき1のものですが、市町村面積が24,000ヘクタール以上、又は農地面積が7,000ヘクタール以上のいずれかの要件をみたしたときは、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができます。（農業委員会等に関する法律第3条第2項）

農業委員会の委員については、選挙による委員、選任による委員をもって構成します。

1 選挙による委員（農業委員会等に関する法律第7条、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2）10人以上30人以下

2 選任による委員（農業委員会等に関する法律第12条）

農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事 各1人

当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

農業委員会の委員の任期については、選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算します。選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、その職を失います。

## 関係法令

### 農業委員会等に関する法律

#### （設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

（第6項省略）

#### （選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第30条の2第1項の経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）各1人

当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るのは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

## 農業委員会等に関する法律施行令

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(一) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	20人以下
	(二) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

## 市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定めるものとする。

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。



協議第19号の2

特別職の身分の取扱いについて（継続協議）

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年1月20日

平成16年9月6日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

特別職の身分の取扱い	
市長、助役、収入役及び教育長 任期等は、法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。	
議会議員及び農業委員会委員 報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。	
教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員 委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。	
その他特別職 その他特別職（消防団を除く。）で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。	
平成16年2月19日	確認
平成16年 月 日	確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	総務・企画部会
協定項目	10 特別職の身分の取扱い	関係項目	特別職の職員の報酬及び費用弁償
調整内容	<p>市長、助役、収入役及び教育長 任期等は、法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 会議議員及び農業委員会委員 報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員 委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。 その他特別職 その他特別職（消防団を除く。）で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。</p>		

項目	法定協議会設置以降	合併の日の前日	合併の期日	市長選挙期限 (合併の日から50日)	新市長による議会の招集
市長職務執行者	あらかじめ首長間で首長から選定		就任	新市長選出により失職	
市町長		失職 20日以内に市長職務執行者に引継ぎ		新市長誕生	
助役		失職 10日以内に市長職務執行者に引継ぎ			議会の同意を得て選任
収入役職務代理者			市長職務執行者が選任		新収入役選任により失職
収入役		失職 10日以内に収入役職務代理者に引継ぎ			議会の同意を得て選任
選挙管理委員 4人	委員の互選で4人決定	失職	暫定選挙管理委員会発足		議会で選挙
同補充員 4人		失職	新たに選任されるまで空席		議会で選挙
教育長		失職	臨時に選任された教育委員会の委員の互選		教育委員のうちから教育委員会が任命
教育委員 5人	現在の委員から5人決定	失職	市長職務執行者が教育委員会の委員から臨時に選任 任期は新議会の末日まで		議会の同意を得て選任
固定資産評価審査委員会委員 3人以上	現在の委員から3人以上決定	失職	市長職務執行者が従来の委員から選任（市長選までの任期） 任期は新委員が選任されるまで		議会の同意を得て選任
監査委員 3又は2人		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
公平委員会委員 3人		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
固定資産評価員		失職	新たに選任されるまで空席		議会の同意を得て選任
その他審議会等の委員		失職	新たに選任されるまで空席		選任等の手続

現				況				調 整 方 針
西 脇 市				黒 田 庄 町				
市長		月額	970,000円	町長		月額	720,000円	任期等は法令の定めるところによる。 給料の額は、西脇市の例により新市 発足までに調整する。
助役		月額	790,000円	助役		月額	600,000円	
収入役		月額	700,000円	収入役		月額	550,000円	
教育長		月額	700,000円	教育長		月額	550,000円	
議長		月額	490,000円	議長		月額	290,000円	報酬の額は、西脇市の例により新市 発足までに調整する。
副議長		月額	430,000円	副議長		月額	220,000円	
議員		月額	390,000円	議員		月額	190,000円	
教育委員会	委員長	月額	65,000円	教育委員会	委員長	年額	360,000円	委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬の額は、西脇市の例 により新市発足までに調整する。
"	委員	月額	55,000円	"	委員	年額	280,000円	
"	社会教育委員	日額	7,800円	"	社会教育委員	年額	8,000円	
"	公民館運営審議会委員	日額	7,800円	"	公民館運営審議会委員	年額	8,000円	
"	体育指導委員	年額	27,000円	"	体育指導委員	年額	20,000円	
"	学校給食センター運営委員会委員	日額	7,800円	"	学校給食共同調理所運営委員	年額	8,000円	
"	文化財審議会委員	日額	7,800円	"	文化財審議会委員	年額	8,000円	
監査委員	識見を有する者	月額	92,000円	監査委員	識見を有する者	年額	180,000円	
"	議会選出	月額	37,000円	"	議会選出	年額	120,000円	
選挙管理委員会委員	委員長	月額	39,000円	選挙管理委員会委員	委員長	年額	50,000円	
"	委員	月額	30,000円	"	委員	年額	40,000円	
"	臨時に補充した委員	日額	7,800円	"	臨時に補充した委員	日額	7,200円	
"	投票管理者	1選挙	13,200円	"	投票管理者	日額	12,700円	
"	開票管理者	1選挙	13,200円	"	開票管理者	日額	10,700円	
"	選挙長	1選挙	13,200円	"	選挙長	日額	10,700円	
"	投票・開票・選挙立会人	1選挙	12,600円	"	投票立会人	日額	10,800円	
				"	開票・選挙立会人	日額	8,900円	
公平委員会	委員長	年額	89,000円	公平委員会	委員	年額	8,000円	
"	委員	年額	77,000円					
固定資産評価審査委員会委員		日額	8,300円	固定資産評価審査委員会委員		年額	8,000円	
農業委員会	会長	月額	48,000円	農業委員会	会長	年額	120,000円	報酬の額は、西脇市の例により新市 発足までに調整する。
"	副会長	月額	38,000円	"	副会長	年額	100,000円	
"	委員	月額	35,000円	"	委員	年額	90,000円	
表彰審査委員会	委員	日額	7,800円					その他の特別職で新市において引き 続き設置する必要があるものは、現 行の委員数、任期、報酬額を基に新 市発足までに調整する。
名誉市民選考委員会	委員	日額	7,800円					
国民健康保険運営協議会委員		日額	7,800円	国民健康保険運営協議会委員		年額	10,000円	
民生委員推薦会		日額	7,800円					

現				況				調 整 方 針
西 脇 市				黒 田 庄 町				
防災会議	委員	日額	7,800円					
市営住宅入居者選考委員会委員		日額	7,800円					
特別職報酬等審議会	委員	日額	7,800円	特別職報酬等審議会	委員	年額	8,000円	
情報公開審査会	委員	日額	7,800円	情報公開審査会及び個人情報保護審査会委員		日額	8,000円	
青少年問題協議会	委員	日額	7,800円	青少年問題協議会	委員	年額	8,000円	
生涯学習まちづくり審議会委員		日額	7,800円					
都市計画審議会	委員	日額	7,800円					
同和対策審議会	委員	日額	7,800円	地域改善対策審議会	委員	年額	8,000円	
環境審議会	委員	日額	7,800円	環境保全審議会	委員	年額	8,000円	
規制対象施設建築審査会委員		日額	7,800円					
勤労福祉センター運営委員会委員		日額	7,800円					
産業立地審議会		日額	7,800円					
公務災害補償認定委員会委員		日額	7,800円	公務災害補償認定委員会委員		年額	8,000円	
公務災害補償審査会	委員	日額	7,800円	公務災害補償審査委員会委員		年額	8,000円	
消 防 団	団 長	年報酬	年額 205,000円	消 防 団	団 長	年額	160,000円	消防団については、協定項目 21消防団の取扱いで別途協議する。
"	副団長	"	年額 143,000円	"	副団長	年額	100,000円	
"	分団長	"	年額 70,000円	"	本部付指導員	年額	70,000円	
"	"	出動報酬	1回につき 480円					
"	副分団長	年報酬	年額 49,000円					
"	"	出動報酬	1回につき 480円					
"	部 長	年報酬	年額 27,000円	"	分団長	年額	20,000円	
"	"	出動報酬	1回につき 480円					
"	班 長	年報酬	年額 7,700円					
"	"	出動報酬	1回につき 480円					
"	団 員	年報酬	年額 6,600円	"	特設分団員	年額	40,000円	
"	"	出動報酬	1回につき 480円	"	その他団員	年額	6,000円	
"	"	技術報酬	年額 7,500円					
				隣保館運営委員会	委員	年額	8,000円	その他の特別職で新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員数、任期、報酬額を基に新市発足までに調整する。
				保育園運営委員会	委員	年額	8,000円	
				農業振興地域整備促進協議会委員		年額	10,000円	
				商工振興対策協議会	委員	年額	8,000円	
				産業医	医師	年額	200,000円	

現 況		調 整 方 針
西 脇 市	黒 田 庄 町	
<p>その他の特別職に属する非常勤の職員 勤務1日につき10,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任命権者が特に必要と認めた場合は、310,000円を超えない範囲内で月額で定めることができる。</p>	<p>その他の特別職に属する非常勤の職員 勤務1日につき8,000円を超えない範囲内で任命権者が町長と協議して定めた額</p>	

協議第54号

新市建設計画について

新市建設計画を次のように定める。

平成16年9月6日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

新市建設計画
新市建設計画については、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。
平成 年 月 日確認

1 兵庫県との事前協議による修正箇所について

兵庫県との事前協議において、意見のあった箇所について、新市まちづくり計画を次のとおり修正します。

箇所	現 行	修 正	理由・備考
1頁2行	経済社会の進展とともに、私たちは物質的に豊かな生活を享受できるようになりましたが、 <u>一方で社会の成熟化が進んでいます。</u>	経済社会の進展とともに、私たちは物質的に豊かな生活を享受できるようになり、 <u>さらに現在では、物質的な豊かさからこころの豊かさを求める成熟社会を迎えています。</u>	表現修正
1頁9行	国は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、(中略)平成12年4月に「 <u>地方分権一括法</u> 」を <u>施行し</u> 、	国は、 <del>個性豊かで</del> 活力に満ちた地域社会の実現に向け、(中略)平成12年4月に「 <u>地方分権一括法</u> 」が <u>施行され</u> 、	表現修正
21頁 表	<表 主な道路交通量(自動車類)の状況> 県道上鴨川西脇線の交通量「1,168」は平成9年度道路交通センサスの調査(平成6年度の値はない)	当該箇所の数値については、平成9年度の数値であることの注釈を入れます。	調査年次を正確に記載
23頁8行	加古川～西脇市で19往復(土・休日は18往復)、西脇市～谷川で <u>10往復(土・休日は9往復)</u>	加古川～西脇市で19往復(土・休日は18.5往復)、西脇市～谷川で <u>9往復(土・休日は8往復)</u>	運行実績による修正
25頁3行	<u>下水処理施設整備率は</u> 、	<u>生活排水処理率は</u> 、	語句修正
25頁8行	<u>下水処理施設整備率は</u> 、全体では <u>87.3%</u> となっていますが、	<u>生活排水処理率は</u> 、全体では <u>79.1%</u> となっていますが、	語句・数値修正
25頁 表	<u>下水処理施設整備率</u> <u>87.3</u> 両市町の <u>単純平均</u> の値	<u>生活排水処理率</u> <u>79.1</u> 両市町の <u>加重平均</u> の値	語句・数値修正
25頁 図	図： <u>下水処理施設整備地域の状況</u>	図： <u>生活排水処理施設整備地域の状況</u>	語句修正
28頁6行・表	老人保健施設	<u>介護老人保健施設</u>	語句修正
28頁6行・表	在宅介護センター	在宅介護 <u>支援</u> センター	語句修正
28頁8行・表	両市町全体、 <u>黒田庄町では施設充足率が100%を超えており、定員に余裕がありますが</u> 、	両市町全体と黒田庄町では、 <u>入所者数が定員数を下回っており、定員に余裕がありますが</u> 、	表現修正 説明加筆

		あわせて、「表 保育所の状況」に次のように説明を追加。 <u>施設充足率(%)</u> <u>定員数(人)を入所している園児数(人)で除した数値に100を乗じたもの</u>	
29頁 表	<表 中学校の状況> 1学級あたりの生徒数(人) <u>30.2</u>	1学級あたりの生徒数(人) <u>30.8</u>	数値修正
30頁 3行	地域の集会施設が <u>136</u> 箇所、	地域の集会施設が <u>139</u> 箇所、	数値修正
55頁	<快適な暮らしを支える生活基盤が充実したまちづくり 1行> 播磨内陸地域の拠点都市として利便性をより一層高めていくため、 <u>道路や公共交通など、広域圏・地域間の連携を強めるとともに、交流を促進する交通体系の整備を進めていきます。</u>	播磨内陸地域の拠点都市として、 <u>利便性をより一層高めていくとともに、新市の一体感を醸成するため、道路や公共交通など、広域圏・地域間の連携を強化し、交流を促進する交通体系の整備を進めていきます。</u>	表現修正
58頁	<都市構造図> 記載なし (黒田庄町内の県道黒田庄滝野線を地域間連携軸としての位置付けがされていない)	黒田庄町内の県道黒田庄滝野線を地域間連携軸として位置付け (県の意見、調整を踏まえ、 <u>P.6</u> のとおり修正)	図修正
59頁	<広域連携軸 1行> <u>近隣の市町や阪神都市圏など、地域外につながる幹線道路や鉄道など、広域交通網のさらなる整備を進め、</u>	<u>国道175号・427号などの幹線道路やJR加古川線といった、阪神都市圏をはじめ、地域外につながる広域交通網のさらなる整備を進め、</u>	説明加筆
59頁	<地域間連携軸 1行> 新市の各地区を結ぶ道路の整備を進めることによって、	<u>県道黒田庄滝野線をはじめ、広域連携軸に準じる新市の各地区や近隣市町とを結ぶ道路の整備を進めることによって、</u>	説明加筆
62頁	<地域福祉の推進 1行> 住み慣れた地域社会や家庭の中で、	住み慣れた地域社会や家庭において、	表現修正



62頁	<地域福祉の推進 6行> 保健・医療と連携した総合的な福祉サービス	保健・医療と連携した総合的な福祉サービス	表現修正
63頁	<子育て支援の充実 7行> 親同志	親同志	誤字修正
63頁	<障害者福祉の充実 1行> ノーマライゼーションやリハビリテーションに基づき、	ノーマライゼーションやリハビリテーションの理念に基づき、	説明の加筆
63頁	<障害者福祉の充実 6行> 障害者の総合的な自立支援を推進するため、拠点施設の整備に向けた検討を行います。	障害者の総合的な自立支援を推進するため、 <u>支援費制度の普及促進と拠点施設の整備</u> に向けた検討を行います。	県意見による追加
64頁	<安心・安全対策の充実 8行> 水害防止のための河川改修を行います。	水害防止のための河川改修や <u>ため池の整備</u> を行います。	県意見による追加
65頁	<主要事業 高齢者福祉の充実> 老人保健施設整備事業	介護老人保健施設整備事業	語句修正
65頁	<主な県事業 安心・安全対策の充実> <u>砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業、河川改修事業、交通安全対策事業など「社会基盤整備プログラム」計画事業</u> <u>(砂防事業：田高谷川)</u> <u>(急傾斜地崩壊対策事業：船町地区ほか)</u> <u>(治山事業：日野地区)</u> <u>(河川改修事業：加古川、杉原川、野間川)</u> <u>(交通安全対策事業：国道427号、黒田庄滝野線 ほか)</u>	<u>河川改修事業</u> <u>(加古川、杉原川、野間川 ほか)</u> <u>ため池等整備事業(合山口池地区ほか)</u> <u>交通安全対策事業</u> <u>(国道427号、一般県道黒田庄滝野線 ほか)</u> <u>治山事業(日野地区)</u> <u>砂防事業(田高谷川)</u> <u>急傾斜地崩壊対策事業</u> <u>(船町地区 ほか)</u>	県意見による追加 表現の修正
66頁	<定住基盤の整備> 地籍調査事業の推進についての記述がない。	6行目、「形成に努めます。」の後に次のように追加。 <u>また、土地の有効活用を図り、まちづくりを円滑に進めるためには、地籍の明確化が必要であることから、地籍調査の推進に取り組みます。</u>	県意見による追加

67頁	< 情報通信基盤の整備 4行 > 民間通信事業者への事業参入の要請を行うなど、	民間通信事業者の自主的な移動通信用鉄塔施設の整備を促進するなど、	表現修正
68頁	< 主要事業 定住基盤の整備 > 地籍調査事業の推進についての記述がない。	表中に次のように事業名を追加 <u>地籍調査推進事業</u>	県意見による追加
68頁	< 主な国・県事業 道路交通網の整備 > <u>国道175号西脇北バイパス整備事業</u> <u>道路整備事業、街路事業など「社会基盤整備プログラム」計画事業</u> <u>(国道427号、西脇停車場線、黒田庄滝野線 ほか)</u>	<u>道路改築事業</u> <u>(国道175号西脇北バイパス、国道427号、主要地方道西脇停車場線、一般県道黒田庄滝野線 ほか)</u> <u>街路事業</u> <u>(都市計画道路西脇上戸田線 ほか)</u>	表現修正
69頁	< 農林業の振興 5行 > 家畜糞尿の堆肥を利用した農地の有機土壌化を進め、	家畜糞尿による有機土壌化を進め、	表現修正
69頁	< 観光の振興・交流の促進 1行目 > 北はりま田園空間博物館構想	北はりまハイランド構想	語句修正
71頁	< 主要事業 農林業の振興 > <u>農業生産基盤整備事業</u>	<u>農業農村整備事業</u>	語句修正
71頁	< 主な県事業 農林業の振興 > <u>農業生産基盤整備事業</u> (中山間地域総合整備事業：クリエイティブハイランド北はりま地区) (ため池等整備事業：合山口池地区)	<u>農業農村整備事業</u> (中山間地域総合整備事業：クリエイティブハイランド北はりま地区、 <u>ため池等整備事業：合山口池地区 ほか&lt;再掲&gt;</u> )	表現修正 語句修正
72頁脚注	< カリキュラムの注釈 > 児童・生徒が学習するため、系統立てられた教科課程をいいます。	児童・生徒が学習するため、系統立てられた教育課程をいいます。	語句修正
76頁	< 主要事業 自然環境の保全と活用 > 河川環境・水辺景観整備事業	河川環境・ <del>水辺</del> 景観整備事業	語句修正
76頁	< 主な県事業 自然環境の保全と活用 > 河川環境・水辺景観整備事業 (加古川、杉原川、野間川)	河川環境・ <del>水辺</del> 景観整備事業 (加古川、杉原川ほか)	語句修正 表現修正
77頁2行	増大する住民ニーズに対応していく <u>こと</u> とで	増大する住民ニーズに対応していく <u>こと</u> とで、	誤字修正

## 2 その他の修正箇所について

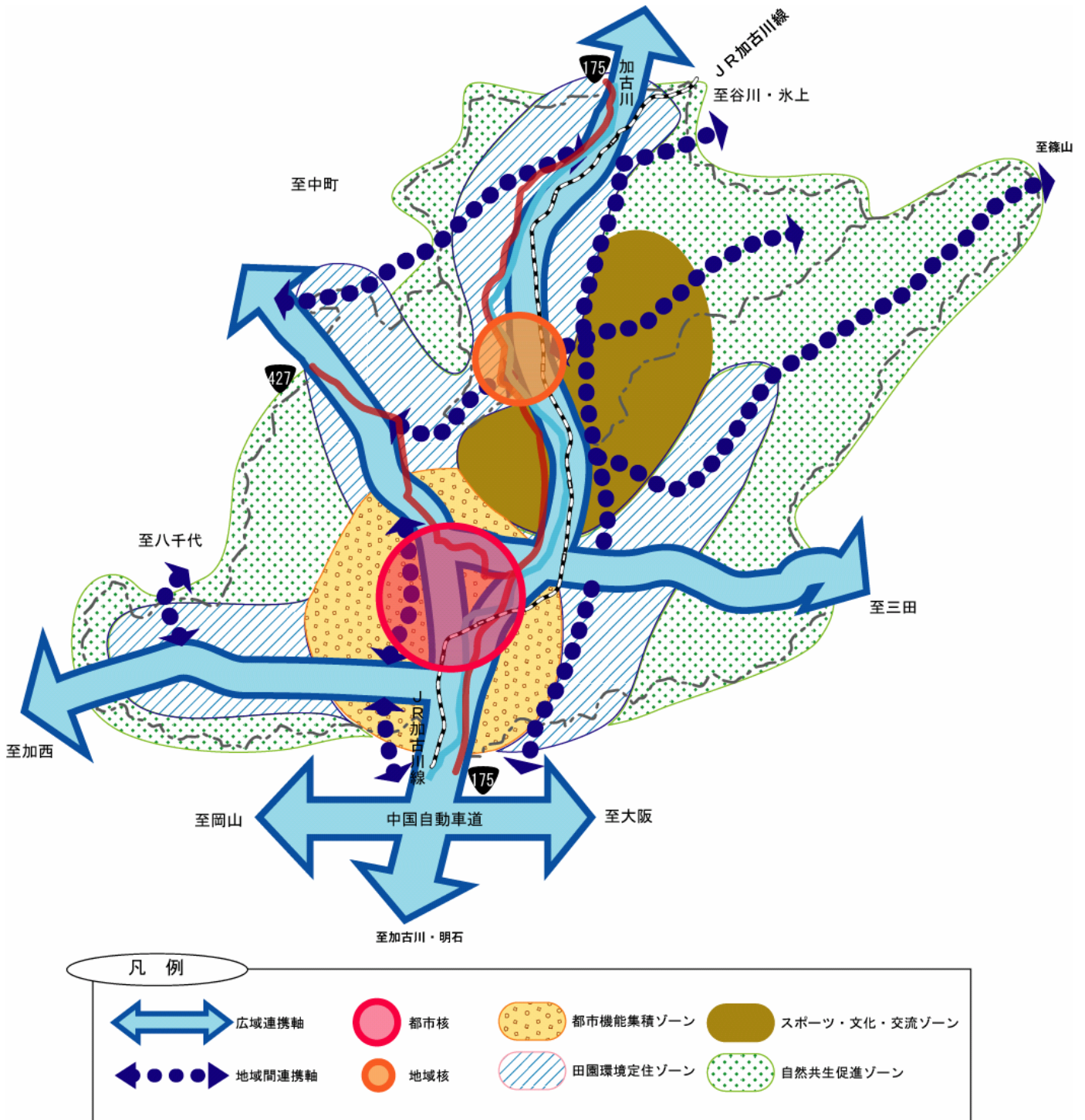
箇所	現 行	修 正	理由・備考
59頁9行	<u>都市核・地域核</u>	<u>核</u>	語句修正
59頁	<都市核 1行> 従来 <u>から</u> 新市のみならず、	従来、 <u>新市のみならず、</u>	語句修正
74頁	<主要事業 文化・スポーツの振興> 文化財保護・活用事業	文化財保存・活用事業	語句修正
76頁	<主要事業 自然環境の保全と活用> <u>動植物生息環境保全事業</u>	<u>自然環境保全事業</u>	語句修正



### 3 3 新市の都市構造

新しい西脇市は、恵まれた自然環境の中に、地域の拠点都市としてふさわしい利便性の高い都市機能が調和したまちを形成していきます。

そのため、土地利用の状況や都市機能の集積など地域の特性を踏まえ、連携軸・核・ゾーンを設定し、一体的・計画的なまちづくりを進めていくため、新市の都市構造を次のようにまとめます。



協議第51号の2

各種事業（各種福祉事業）の取扱いについて（継続協議）

各種事業（各種福祉事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年8月26日

平成16年9月30日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（各種福祉事業）の取扱い

母子等年金（市町単独福祉年金）支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により調整する。

障害者年金（市町単独福祉年金）支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に黒田庄町の例により調整する。

敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。

乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。

ア 乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。

イ 幼児医療費助成については、新市発足時に再編する。

母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により統合する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	22-9 各種事業(各種福祉事業)の取扱い	関係項目	児童福祉・母子福祉・障害者福祉・高齢者福祉
調整内容	<p>母子等年金(市町単独福祉年金)支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により調整する。                  障害者年金(市町単独福祉年金)支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に黒田庄町の例により調整する。                  敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。                  乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。                  ア 乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。                  イ 幼児医療費助成については、新市発足時に再編する。                  母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により統合する。</p>		

項目	現 西 脇 市		況 黒 田 庄 町		具体的調整方針
	年金の種類	年金の額(児童1人につき年額)	年金の種類	年金の額(児童1人につき年額)	
母子等年金 (市町単独福祉年金)支給事業	【年金の種類及び額】		【年金の種類及び額】		母子等年金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により調整する。
	母子福祉年金	18歳未満の母子家庭等の児童(所得税非課税世帯)	14,400円		
	【支給月】	4月	【支給月】	12月	
	【支給基準】	毎年4月1日現在において、引き続き1年以上市内に住居登録されている母子家庭等の18歳未満の児童(所得税非課税世帯)	【支給基準】	毎年4月1日現在で、引き続き1年以上町内に居住する母子家庭等で義務教育終了までの児童を養育する者(所得制限なし)	
	【申請方法】	新規申請後は自動更新	【申請方法】	毎年対象者に申請の案内を郵送	

項 目	現 況			具体的調整方針	
	西 脇 市		黒 田 庄 町		
障害者年金 (市町単独福祉 年金)支給事 業	【年金の種類及び額】			障害者年金支給事業 については、合併年 度は現行のとおりと し、翌年度に黒田庄 町の例により調整す る。	
	年金の種類	年金の額(1人につき年額)			
		身体障害者福祉年金	18歳以上の 身体障害者		1級の者
	2級の者				21,600円
	3級の者				18,000円
	4級の者				14,400円
	5・6級の者				6,000円
	身体障害児福祉年金	18歳未満の 身体障害児	1級の者		24,000円
			2級の者		21,600円
			3級の者		18,000円
4級の者			14,400円		
5・6級の者			10,800円		
知的障害者福祉年金	18歳以上の 知的障害者	重度の者	24,000円		
		中度の者	18,000円		
		軽度の者	6,000円		
知的障害児福祉年金	18歳未満の 知的障害児	重度の者	24,000円		
		中度の者	18,000円		
		軽度の者	10,800円		
精神障害者福祉年金	精神障害者	1級の者	24,000円		
		2級の者	18,000円		
		3級の者	6,000円		
【支給月】	9月及び3月				
【支給基準】	毎年4月1日現在で引き続き1年以上市内に住所を有する、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者				
【申請方法】	新規申請後は自動更新				
	【年金の種類及び額】				
	年金の種類	年金の額(1人につき年額)			
心身障害者年金		18歳以上の 身体障害者	2級以上の者	18,000円	
	3級の者		10,000円		
	4級の者		8,000円		
	5・6級の者		5,000円		
	18歳以上の知的障害者		18,000円		
心身障害児年金	18歳未満の心身障害児	18,000円			
精神障害者年金	精 神 障 害 者	18,000円			
そ の 他	民生委員の意見による者	18,000円			
【支給月】	12月				
【支給基準】	・毎年4月1日現在で引き続き1年以上町内に住所を有する、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ・民生委員の意見により、同程度の障害を持つと認められる者				
【申請方法】	毎年対象者に申請の案内を郵送				

項 目	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
敬老金支給事業	<b>【支給日】</b> 9月15日  <b>【支給基準】</b> 毎年9月15日現在、市内に住所を有する満77歳以上の者に支給  <b>【支給額】</b> ・満77歳以上89歳までの者 2,000円 ・満90歳以上の者 5,000円	<b>【支給日】</b> 9月15日  <b>【支給基準】</b> 毎年4月2日現在まで引続き町内に住所を有する満80歳以上の者に支給  <b>【支給額】</b> ・一律5,000円 ・4月2日以降の死亡者については遺族にお供えを贈る。	敬老金支給事業については、新市において節目支給を検討し、再編する。
乳幼児福祉医療費助成事業	<b>《乳児》</b> <b>【対象者】</b> ・1歳未満児（1歳到達月の末日まで） ・所得制限なし  <b>【自己負担】</b> ・外来、入院とも無料 ・県内は現物支給、県外は償還により支給  <b>《幼児》</b> <b>【対象者】</b> ・1歳到達月の翌月から小学校就学前月の3月31日までの幼児 ・所得制限あり（児童手当の特例給付の額を準用）  <b>【自己負担】</b> ・外来1割（自己負担限度額5,000円/月） ・入院無料 ・県内は現物支給、県外は償還により支給	<b>《乳児》</b> <b>【対象者】</b> 同左  <b>【自己負担】</b> 同左  <b>《幼児》</b> <b>【対象者】</b> 同左  <b>【自己負担】</b> ・外来無料 ・同左 ・同左	乳幼児福祉医療費助成事業については、次のとおりとする。  乳児医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。  幼児医療費助成については、新市発足時に再編する。 <b>《調整案》</b> 対象者 現行のとおり 自己負担 （外来） ・3歳未満無料 ・3歳以上1割（自己負担限度額5,000円/月） （入院） 無料



項 目	現 況		具体的調整方針
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
母子家庭等 福祉医療費助 成事業	<b>【対 象 者】</b> ・ 18歳到達後最初の年度末までの遺児、母子及び父子家庭の児童 ・ 所得制限は、児童扶養手当法第9条を準用 ・ 所得制限を超えた場合は、市単独事業として対応  <b>【自己負担】</b> ・ 外来、入院とも無料 ・ 県内は現物支給、県外は償還により支給	<b>【対 象 者】</b> ・ 同左  ・ 同左 ・ 町単独事業なし  <b>【自己負担】</b> 同左	母子家庭等福祉医療費助成事業については、新市発足時に黒田庄町の例により統合する。

**参考関係法令**

母子及び寡婦福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭等の母等に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（自立への努力）

第4条 母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

児童福祉法（抜粋）

（国民の責務と児童福祉の理念）

第1条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

（国及び地方公共団体の責任）

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

（福祉保障の原理）

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

#### 老人福祉法（抜粋）

##### （目的）

第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

##### （基本的理念）

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

第3条 老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

2 老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

##### （老人福祉増進の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

#### 障害者基本法（抜粋）

##### （目的）

第1条 この法律は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

##### （基本的理念）

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

##### （国民の責務）

第5条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

##### （自立への努力）

第6条 障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 障害者の家庭にあっては、障害者の自立の促進に努めなければならない。

各種福祉事業 参考資料

1 母子等年金

(16.4.1現在)

	西脇市の年金額 円	人 数 人	計 円	黒田庄町の年金額 円	人 数 人	計 円	合 計 円	現行との比較 円	備 考	
現 行	14,400	307	4,420,800	15,000	77	1,155,000	5,611,800	/	準母子世帯 含む	
		18歳未満・非課税世帯			準母子準父子 18,000	2				36,000
					15歳未満・制限なし					
調整案で 試算	14,400	307	4,420,800	14,400	81	1,166,400	5,587,200	-24,600		
		18歳未満・非課税世帯			18歳未満・非課税世帯					
支給年齢を 下げた場合	14,400	254	3,657,600	14,400	55	792,000	4,449,600	-1,162,200		
		15歳未満・非課税世帯			15歳未満・非課税世帯					
所得制限を なくした場合	14,400	418	6,019,200	14,400	105	1,512,000	7,531,200	1,919,400		
		18歳未満・制限なし			18歳未満・制限なし					
黒田庄町の 例による試算	15,000	337	5,055,000	15,000	77	1,155,000	6,390,000	778,200	準母子世帯 含む	
		準母子準父子 18,000			準母子準父子 18,000	2				36,000
					15歳未満・制限なし					

母子年金等関係資料

	受給資格等	支給額	受給者数(H16. 8月末現在)	
			西脇市	黒田庄町
児童扶養手当	<p>受給者</p> <p>父と生計を共にできない児童を養育している人に支給</p> <p>父が重度の障害にある児童を養育している人に支給</p> <p>支給対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳到達後、最初の3月31日までの児童</li> <li>・20歳未満で身体や精神に中度以上の障害のある児童</li> </ul>	<p>全額支給（児童1人）</p> <p>41,880円/月</p> <p>一部支給（児童1人）</p> <p>41,870円/月</p> <p>9,880円/月</p> <p>児童2人の場合</p> <p>5,000円加算/月</p> <p>児童3人以上の場合</p> <p>1人増えるごとに</p> <p>3,000円加算/月</p>	<p>全額支給 139件</p> <p>一部支給 101件</p> <p>支給停止 41件</p> <p>受給者区分</p> <p>母 279件</p> <p>養育者 2件</p>	<p>全額支給 26件</p> <p>一部支給 17件</p> <p>支給停止 4件</p> <p>受給者区分</p> <p>母 47件</p> <p>養育者 0件</p>
	遺族基礎年金	<p>死亡した人の妻で、18歳到達年度の末日までにある子または20歳未満で1級または2級の障害の状態にある子がいる場合</p> <p>死亡した人の子で、18歳到達年度の末日までにあるか20歳未満で1級または2級の障害の状態にある場合</p> <p>ただし、一定の保険料納付要件を満たしている必要があります。</p>	<p>子が1人のとき</p> <p>1,023,100円/年</p> <p>子が2人のとき</p> <p>1,251,700円/年</p> <p>子が3人のとき</p> <p>1,327,900円/年</p>	<p>(平成15年度末現在)</p> <p>24件</p>

遺族厚生年金は、遺族基礎年金に上乗せして支給されます。支給額は、個々により異なります。

2 障害者年金  
(1) 調整案(原案)

資料2

名称	等級	16.4.1対象者数			西脇市現行		黒田庄町現行		合計	調整案で試算		
		西脇市	黒田庄	合計	年金額	支給額	年金額	支給額		年金額	支給額	現行との比較
身体障害者年金	1級	384	73	457	24,000	9,216,000	18,000	1,314,000	10,530,000	18,000	8,226,000	-2,304,000
	2級	196	62	258	21,600	4,233,600	18,000	1,116,000	5,349,600	18,000	4,644,000	-705,600
	3級	204	66	270	18,000	3,672,000	10,000	660,000	4,332,000	10,000	2,700,000	-1,632,000
	4級	319	73	392	14,400	4,593,600	8,000	584,000	5,177,600	8,000	3,136,000	-2,041,600
	5級	140	22	162	6,000	840,000	5,000	110,000	950,000	5,000	810,000	-140,000
	6級	99	18	117	6,000	594,000	5,000	90,000	684,000	5,000	585,000	-99,000
	合計	1,342	314	1656		23,149,200		3,874,000	27,023,200		20,101,000	-6,922,200
身体障害児年金	1級	18	1	19	24,000	432,000	18,000	18,000	450,000	18,000	342,000	-108,000
	2級	4		4	21,600	86,400	18,000	0	86,400	18,000	72,000	-14,400
	3級	7	1	8	18,000	126,000	18,000	18,000	144,000	18,000	144,000	0
	4級	1	2	3	14,400	14,400	18,000	36,000	50,400	18,000	54,000	3,600
	5・6級	2	1	3	10,800	21,600	18,000	18,000	39,600	18,000	54,000	14,400
	合計	32	5	37		680,400		90,000	770,400		666,000	-104,400
知的障害者年金	重度	27	11	38	24,000	648,000	18,000	198,000	846,000	18,000	684,000	-162,000
	中度	27	15	42	18,000	486,000	18,000	270,000	756,000	18,000	756,000	0
	軽度	17	7	24	6,000	102,000	18,000	126,000	228,000	18,000	432,000	204,000
	合計	71	33	104		1,236,000		594,000	1,830,000		1,872,000	42,000
知的障害児年金	重度	18	4	22	24,000	432,000	18,000	72,000	504,000	18,000	396,000	-108,000
	中度	12	5	17	18,000	216,000	18,000	90,000	306,000	18,000	306,000	0
	軽度	6	4	10	10,800	64,800	18,000	72,000	136,800	18,000	180,000	43,200
	合計	36	13	49		712,800		234,000	946,800		882,000	-64,800
精神障害者年金	1級	9	1	10	24,000	216,000	18,000	18,000	234,000	18,000	180,000	-54,000
	2級	42	17	59	18,000	756,000	18,000	306,000	1,062,000	18,000	1,062,000	0
	3級	11	1	12	6,000	66,000	18,000	18,000	84,000	18,000	216,000	132,000
	合計	62	19	81		1,038,000		342,000	1,380,000		1,458,000	78,000
合計		1,543	384	1927		26,816,400		5,134,000	31,950,400		24,979,000	-6,971,400

(2) 西脇市の例による試算

名称	等級	16.4.1対象者数			西脇市現行		黒田庄町現行		合計	西脇市の例による試算		
		西脇市	黒田庄	合計	年金額	支給額	年金額	支給額		年金額	支給額	現行との比較
身体障害者 年金	1級	384	73	457	24,000	9,216,000	18,000	1,314,000	10,530,000	24,000	10,968,000	438,000
	2級	196	62	258	21,600	4,233,600	18,000	1,116,000	5,349,600	21,600	5,572,800	223,200
	3級	204	66	270	18,000	3,672,000	10,000	660,000	4,332,000	18,000	4,860,000	528,000
	4級	319	73	392	14,400	4,593,600	8,000	584,000	5,177,600	14,400	5,644,800	467,200
	5級	140	22	162	6,000	840,000	5,000	110,000	950,000	6,000	972,000	22,000
	6級	99	18	117	6,000	594,000	5,000	90,000	684,000	6,000	702,000	18,000
	合計	1,342	314	1656		23,149,200		3,874,000	27,023,200		28,719,600	1,696,400
身体障害児 年金	1級	18	1	19	24,000	432,000	18,000	18,000	450,000	24,000	456,000	6,000
	2級	4		4	21,600	86,400	18,000	0	86,400	21,600	86,400	0
	3級	7	1	8	18,000	126,000	18,000	18,000	144,000	18,000	144,000	0
	4級	1	2	3	14,400	14,400	18,000	36,000	50,400	14,400	43,200	-7,200
	5・6級	2	1	3	10,800	21,600	18,000	18,000	39,600	10,800	32,400	-7,200
	合計	32	5	37		680,400		90,000	770,400		762,000	-8,400
知的障害者 年金	重度	27	11	38	24,000	648,000	18,000	198,000	846,000	24,000	912,000	66,000
	中度	27	15	42	18,000	486,000	18,000	270,000	756,000	18,000	756,000	0
	軽度	17	7	24	6,000	102,000	18,000	126,000	228,000	6,000	144,000	-84,000
	合計	71	33	104		1,236,000		594,000	1,830,000		1,812,000	-18,000
知的障害児 年金	重度	18	4	22	24,000	432,000	18,000	72,000	504,000	24,000	528,000	24,000
	中度	12	5	17	18,000	216,000	18,000	90,000	306,000	18,000	306,000	0
	軽度	6	4	10	10,800	64,800	18,000	72,000	136,800	10,800	108,000	-28,800
	合計	36	13	49		712,800		234,000	946,800		942,000	-4,800
精神障害者 年金	1級	9	1	10	24,000	216,000	18,000	18,000	234,000	24,000	240,000	6,000
	2級	42	17	59	18,000	756,000	18,000	306,000	1,062,000	18,000	1,062,000	0
	3級	11	1	12	6,000	66,000	18,000	18,000	84,000	6,000	72,000	-12,000
	合計	62	19	81		1,038,000		342,000	1,380,000		1,374,000	-6,000
合計		1,543	384	1927		26,816,400		5,134,000	31,950,400		33,609,600	1,659,200

障害者年金関係資料

種 別	受給資格等	年金額	受給者数	
			西脇市	黒田庄町
特別障害者手当	20歳以上で精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に支給されます。	26,520円 / 月	28	7
障害児福祉手当	20歳未満で精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に支給されます。	14,430円 / 月	18	2
障害基礎年金	国民年金に加入中に初診日がある病気・けがが原因で障害者になったときに支給される国民年金の給付です。 ただし、一定の保険料納付要件を満たしている必要があります。	1級 993,100円 (82,758円/月) 2級 794,500円 (66,208円/月) 障害の程度に応じて1級と2級があり、1級のほうが障害が重く、年金額は2級の1.25倍になっています。	障害年金受給者数 351	118
障害厚生年金	厚生年金に加入している人が、在職中の病気やけがで障害基礎年金に該当する障害(1級・2級)になったとき、障害基礎年金に上乗せして受けられる年金です。1級・2級の場合は障害基礎年金と障害厚生年金が、さらに程度の軽い障害の場合は、3級の障害厚生年金だけが支給されます。 障害厚生年金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている必要があります。	1級障害の場合 (平均標準報酬月額 × 7.125/1000 × 被保険者 期間の月数 × 1.000) × 1.25 + 加給年 金額 3級最低補償額 603,200 円		
障害共済年金	共済に加入している人が、在職中の病気やけがで障害基礎年金に該当する障害(1級・2級)になったとき、障害基礎年金に上乗せして受けられる年金です。1級・2級の場合は、障害基礎年金と障害共済年金が、さらに程度の軽い障害の場合は3級の障害共済年金だけが受けられます。	受けられる条件などは障害厚生年金と同じですが、障害共済年金には共済独自の職域年金部分が加算されます。		
特別児童扶養手当	20歳未満で、政令に規定する障害の状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか一人)又は父母にかわって児童を養育(児童と同居し、監 護し、生計を維持)する人に支給されます。 ただし、 手当を受けようとする人又は児童が日本に住んでいないとき 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く)に入所しているとき 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるときは、 手当を受けることができません。	33,900円 / 月 重度50,900円 / 月	67	17

### 3 乳幼児医療（平成16年度予算ベース）

黒田庄町 (現行)		予算額 (千円)			財源内訳 (千円)			
		合計	県補助対象分 (千円)	県補助対象外分 (千円)	県補助対象分(千円)		県補助対象外分(千円)	
					県補助金	町負担分	県補助金	町負担分
入院	0～6歳	2,480	2,480	0	1,240	1,240	0	0
外来	3～6歳	7,086	4,591	2,495	2,296	2,295	0	2,495
	1～2歳	2,922	1,795	1,127	897	898	0	1,127
	0歳	1,397	858	539	429	429	0	539
合計		13,885	9,724	4,161	4,862	4,862	0	4,161

調整案	
	3歳未満外来無料 3歳以上外来1割負担
-	11,505千円増

西脇市 (黒田庄町の例 による試算)		予算額 (千円)			財源内訳 (千円)			
		合計	県補助対象分 (千円)	県補助対象外分 (千円)	県補助対象分(千円)		県補助対象外分(千円)	
					県補助金	市負担分	県補助金	市負担分
入院	0～6歳	19,800	19,800	0	9,900	9,900	0	0
外来	3～6歳	39,000	26,000	13,000	13,000	13,000	0	13,000
	1～2歳	28,000	14,000	14,000	7,000	7,000	0	14,000
	0歳	8,400	4,200	4,200	2,100	2,100	0	4,200
合計		95,200	64,000	31,200	32,000	32,000	0	31,200



#### 4 母子家庭等医療（平成15年度決算額ベース）

		西脇市		黒田庄町		医療費合計 千円	現行との比較
		人数 人	医療費 千円	人数 人	医療費 千円		
現 行	県単	774	24,447	149	4,255	28,702	/
	市・町単	56	1,248	0	0	1,248	
	計	830	25,695	149	4,255	29,950	
調整案による試算	県単	774	24,447	149	4,255	28,702	1,248
	市・町単	0	0	0	0	0	
	計	774	24,447	149	4,255	28,702	
西脇市の例 による試算	県単	774	24,447	149	4,255	28,702	599
	市・町単	56	1,248	21	599	1,847	
	計	830	25,695	170	4,854	30,549	